

協働のまちづくりモデル事業(自治会・集落・町内会) 説明資料

1. 事業採択申請書の提出について

提出期日：平成26年5月31日(土)

2. 審査について

日程：6月中旬審査、審査日翌日に結果発表

3. 事務説明会について

採択された団体を対象とし、補助金交付申請および実績報告書の説明を6月下旬に開催

4. 補助金交付申請書の提出

提出期日：7月中旬

5. 補助金交付決定、補助金の交付について

交付決定日：7月中旬を予定

補助金交付日：7月下旬頃、100%概算払い

6. 事業採択申請書の書き方について

補助対象外のもの：飲食費(ただし、会議時のお茶や菓子代は、年間5,000円まで補助対象)

食材費(ただし、料理教室の材料代は補助対象)

団体構成員の人件費や講師謝礼

※備品について、備品ばかりは不可。ただし、3ヵ年計画を実行するのに1年目に備品が大量に必要ななど特殊な場合は補助対象とします。

7. 応募資格について

- ・町内単位となりますので、町内の総意が大切
- ・自治振興会単位での申請は不可
- ・町内会長が変更となっても、本事業代表者は変わらない

8. その他注意事項

①補助金交付決定日(7月中旬)以前の事業実施およびそれに対する支出は補助対象外。

②繰り越しは認められない。3ヵ年事業であっても、1年ごとに会計処理すること。

③補助率は80% 補助金上限は300,000円

つまり、375,000円以上の補助対象事業で満額300,000円の補助

$375,000円 \times 80\% = 300,000円$

7月下旬に300,000円を全額概算払いするため、375,000円に満たない場合は、後に返納。

④事業実施中、申請時の計画から大きく変更が生じる場合は、必ず市民協働課に相談すること。

- ⑤他事業補助との併用は認めるが、まちづくりモデル事業分と他事業分の事業費を明確に分けること。
- ⑥まちづくりモデル事業実施中のまちづくりチャレンジ事業への移行は可能。ただしまちづくりチャレンジ事業に採択された場合は、まちづくりモデル事業補助は打ち切りとなる。
- ⑦事業採択に向かって、実施中の期間において、どんなことでも市民協働課に相談すること。

9. 事業採択申請書、事業の質疑

MEMO

■問合せ先■：南砺市役所 市民協働課 市民協働係 担当：石崎
南砺市協働のまちづくり支援センター内（井波コミュニティプラザ「アスモ」2階）
TEL：23-2036 FAX：82-0170